

I 選定・評価方法

本書は、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～ 2010 年版」（以下「2010 年版」という。）の改定版であるが、選定・評価方法については 2010 年版から分類群の追加などの見直しを行った。

評価の基準については、2010 年版と同様に最新の環境省レッドリスト（今回は第 4 次レッドリスト*）のカテゴリーと判定基準に準拠し、可能な限り定量的な要件も取り入れ、「定性的要件」と「定量的要件」を併用して評価を行った。評価対象とする分類群についても、2010 年版で対象としていた分類群に加えて、藻類を新たに対象とした。今回の改定で対象とした分類群は合計 11 分類群（植物、藻類、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、甲殻類、クモ類、貝類）である。

なお、今回の改定では東京都の本土部と島しょ部（伊豆諸島、小笠原諸島）を別々に検討しており、本書は本土部の改定版である。

* 平成 24 (2012) 年度に公表され、その後 5 回の改訂が実施され、第 5 回目（2020 年）の改訂で絶滅危惧種は合計 3,716 種となった。対象種やそのランクについては見直し変更があるが、カテゴリーと判定基準については 2020 年まで変更等は行われていない。

1. 調査の体制

(1) 「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）」改定に関する検討会の設置

調査実施にあたり、情報収集、選択、調査計画の作成、調査遂行上の課題と対応策の検討、調査成果の確認、選定基準の検討、掲載種の選定などを行うため、検討会を設置した。

検討会の委員構成は、次のとおりである。（所属は平成 31 (2019) 年 4 月時点）

座長	大場秀章	東京大学名誉教授（植物部会）
委員	北山太樹	国立科学博物館研究主幹（藻類部会）
	石井信夫	東京女子大学教授（哺乳類部会）
	金井 裕	公益財団法人日本野鳥の会参与（鳥類部会）
	福山欣司	慶応義塾大学教授（爬虫類・両生類・淡水魚類部会）
	矢島 稔	群馬県立ぐんま昆虫の森名誉園長（昆虫類部会 令和元年 8 月まで）
	須田真一	中央大学協力研究員（昆虫類部会 令和元年 9 月から）
	武田正倫	国立科学博物館名誉館員（その他無脊椎動物部会）

(2) 「専門部会」の設置

検討会の下に、専門分野における情報収集、選択、調査計画の作成、調査遂行上の課題と対応策の検討、調査成果の確認、選定基準の検討、掲載種の選定などを行う専門部会を設置した。

専門部会は、「植物」、「藻類」、「哺乳類」、「鳥類」、「爬虫類・両生類・淡水魚類」、「昆虫類」、「その他無脊椎動物」の7部会を設置し、「その他無脊椎動物」では、甲殻類、クモ類、貝類を対象とした。

各専門部会の委員構成と担当分類群は次のとおりである。(所属は平成31(2019)年4月時点)

<植物部会>

座長	大場秀章	東京大学名誉教授
委員	畔上能力	社団法人日本植物友の会理事
	池田 博	東京大学総合研究博物館准教授
	内野秀重	八王子市長池公園園長
	奥田重俊	横浜国立大学名誉教授
	加藤英寿	首都大学東京助教
	村上哲明	首都大学東京教授

<藻類部会>

座長	北山太樹	国立科学博物館研究主幹
委員	加藤 将	新潟大学特任助教

<哺乳類部会>

座長	石井信夫	東京女子大学教授
委員	岩佐真宏	日本大学教授
	重昆達也	東京コウモリ研究会代表
	三浦慎悟	早稲田大学教授
	山崎晃司	東京農業大学教授

<鳥類部会>

座長	金井 裕	公益財団法人日本野鳥の会参与
委員	植田睦之	認定NPO法人バードリサーチ代表
	川内 博	日本野鳥の会東京研究部長
	御手洗望	青梅自然誌研究グループ

<爬虫類・両生類・淡水魚類部会>

座長	福山欣司	慶応義塾大学教授	(両生類)
委員	草野 保	元首都大学東京助教	(両生類)
	坂田修一	東京動物園協会	(爬虫類)
	丸山 隆	元東京海洋大学助教	(淡水魚類)
	山崎充哲	川崎河川漁業協同組合総代	(淡水魚類)

<昆虫類部会>

- 座長 矢島 稔 群馬県立ぐんま昆虫の森名誉園長（令和元年8月まで）
須田真一 中央大学協力研究員（令和元年9月から）
委員 荻部治紀 神奈川県立生命の星・地球博物館主任学芸員
岸田泰則 日本蛾類学会会長
須田真一 中央大学協力研究員（令和元年8月まで）
矢後勝也 東京大学総合研究博物館助教

<その他無脊椎動物部会>

- 座長 武田正倫 国立科学博物館名誉館員（甲殻類）
委員 小野展嗣 国立科学博物館名誉研究員（クモ類）
黒住耐二 千葉県立中央博物館上席研究員（貝類）

掲載種（亜種・変種・一部の品種を含む。以下同じ。）の選定及び評価は、基本的にそれぞれの専門部会の委員が行ったが、淡水魚類及び昆虫類については委員のほかにも、次の7名（淡水魚類：1名、昆虫類：6名）の協力者に選定・評価作業を担当していただいた。

淡水魚類

- 宮崎佑介 白梅学園短期大学講師

昆虫類

- | | |
|-----------------------------|--|
| 伊藤 元 (株)地域環境計画 | カマキリ目、バッタ目担当 |
| 亀澤 洋 (株)環境指標生物 | コウチュウ目カラゴミムシ科、ハンミョウ科、オサムシ科、ホソクビゴミムシ科、エンマムシ科、シデムシ科、ハネカクシ科担当 |
| 雛倉正人 日本甲虫学会会員 | コウチュウ目クワガタムシ科、コガネムシ科、ヒメドロムシ科、ナガドロムシ科、ジョウカイボン科、ヒゲボソケシキスイ科、コメツキモドキ科、ハムシ科、ゾウムシ科担当 |
| 松原 豊 東京都本土部昆虫目録作成プロジェクトメンバー | コウチュウ目タマムシ科、コメツキムシ科、ホタル科、テントウムシ科、カミキリムシ科担当 |
| 高橋秀男 日本昆虫分類学会会員 | ハチ目担当 |
| 伊東憲正 双翅目談話会会員 | ハエ目担当 |

また、現地確認調査、ヒアリング、情報提供などで多くの方々や専門機関に御協力いただいた。お名前を下に挙げて心より感謝の意を表したい。なお、お名前の後に括弧書きでご協力いただいた分類群を示した。(五十音順、敬称略)

<個人>

秋葉哲男 (昆虫類)	久保田繁男	須藤尋美 (昆虫類)
新井二郎 (植物)	(爬虫類、昆虫類)	関伸雄 (昆虫類)
荒井もみの (昆虫類)	久保田潤一	仙仁径 (植物)
安藤元一 (哺乳類)	(爬虫類、両生類)	高山順子 (貝類)
安藤夏太郎 (哺乳類)	倉地正 (昆虫類)	田島光代 (両生類)
石川一 (昆虫類)	栗山究 (植物)	田島良久 (両生類)
井上裕由 (鳥類)	栗山定 (昆虫類)	田畑伊織
内山裕 (植物)	小林健人 (植物)	(植物、哺乳類、鳥類)
浦野守雄 (哺乳類)	小林陽一 (植物)	田村典子 (哺乳類)
大西一博 (藻類)	五味元	塚谷裕一 (昆虫類)
大森雄二 (植物)	(爬虫類、両生類)	土屋学
岡崎弘幸 (哺乳類)	酒井藤夫 (植物)	(爬虫類、両生類)
岡島修 (哺乳類)	佐久間聡	筒井千代子 (植物)
岡武利 (植物)	(爬虫類、両生類)	手塚牧人 (哺乳類)
桶田太一 (昆虫類)	佐藤望 (鳥類)	照井進介 (植物)
小俣重信 (哺乳類)	佐藤方博 (鳥類)	東馬哲雄 (昆虫類)
折原磨寸男 (昆虫類)	塩谷暢生	富永孝昭 (藻類)
粕谷和夫 (鳥類)	(爬虫類、両生類)	長岡聡子 (植物)
金子凱彦 (鳥類)	繁田真由美 (哺乳類)	中島淳 (淡水魚類)
金子弥生 (哺乳類)	清水海渡 (哺乳類)	中原ゆうじ (貝類)
金本敦志 (植物)	新海栄一 (クモ類)	中村忠昌 (鳥類)
川北篤 (昆虫類)	神保宇嗣 (昆虫類)	中村文夫 (鳥類)
菊地則雄 (藻類)	須貝郁子 (藻類)	成島忠之 (植物)
岸本年郎 (昆虫類)	杉村健一 (昆虫類)	野村亮 (鳥類)
喜多英人 (昆虫類)	鈴木雅大 (藻類)	橋本敏和 (哺乳類)

長谷川博之（両生類）	古川嘉勇	御手洗望
初芝伸吾（クモ類）	（爬虫類、両生類）	（植物、爬虫類、両生類）
花井幸子（植物）	古屋信三（哺乳類）	三瀬章裕（植物）
パプロ・アパリシオ	堀江孝之（植物）	峰下耕（哺乳類）
（鳥類、爬虫類、両生類）	堀清鷹（植物）	宮内隆夫（昆虫類）
林友彦（昆虫類）	前原惠二	宮下俊之（昆虫類）
原島真二（両生類）	（爬虫類、両生類）	明主光（哺乳類）
平井規央（昆虫類）	松崎花（哺乳類）	守屋年史（鳥類）
藤井良造（植物）	松山龍太（哺乳類）	山崎厚（植物）
舟木匡志（植物）	水野昌彦（哺乳類）	吉川正人（植物）

<団体・専門機関等>

NPO 多摩川干潟ネットワーク	世田谷区土木部
奥多摩工業株式会社	東京たま広域資源循環組合
奥多摩町観光産業課	東京東部漁業組合
学校法人拓殖大学	東京都建設局河川部
環境省関東地方環境事務所奥多摩自然保 護官事務所	東京都港湾局臨海開発部
環境省自然環境局皇居外苑管理事務所	東京都植物研究会奥多摩植物誌調査プロ ジェクト
雲取山荘	東京都水道局水源管理事務所
小石川植物園（東京大学大学院理学系研究 科附属植物園）	東京都水道局西部建設事務所
公益財団法人日本野鳥の会	東京都水道局羽村取水管理事務所
公益財団法人リバーフロント研究所	東京都島しょ農林水産総合センター
国土交通省関東地方整備局東京外かく環 状国道事務所	東京薬科大学薬用植物園
桜ヶ丘カントリークラブ	独立行政法人国立科学博物館
白子川源流・水辺の会	都市鳥研究会
森林レンジャーあきる野	都立農業高等学校神代農場
	西多摩昆虫同好会
	日本野鳥の会奥多摩支部

日本野鳥の会東京・研究部
日本鱗翅学会自然保護委員会
認定 NPO 法人生態工房
練馬区土木部
八王子市教育委員会

東村山市みどりと公園課
兵庫県立人と自然の博物館
文京区土木部
瑞穂町都市整備部

※上記のほか、東京都建設局公園緑地部、東部公園緑地事務所、西部公園緑地事務所をはじめ都立公園指定管理者等の関係者に御協力をいただいた。

なお、各種調査のとりまとめ等については、(株)緑生研究所が東京都から業務を受託して実施した。

2. 対象分類群と対象とする生物の範囲

2010年版で対象としていた植物（維管束植物）、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、甲殻類、クモ類、貝類のほかに、藻類を新たに追加した。植物では種・亜種・変種・一部の品種を、動物では種・亜種を評価の対象とした。

なお、これらの分類群において生息が確認されている種であっても、東京都の本土部が本来の生息域ではない外来種（国内外来種含む）や、迷鳥*1及び偶産種*2等については評価対象外とした。各分類群における調査対象の詳細については、それぞれの分類群ごとの【選定・評価方法の概要】や【選定・評価結果の概要】を参照されたい。

*1 台風やその他偶然の機会により、本来の分布域や渡りのコースを外れて現れた鳥。

*2 その地域では定着していないと判断される種。台風や季節風などによって偶発的に飛来する種などが該当する。

3. 対象地域と地域区分

今回の改定作業は、東京都に属する地域のうち、島しょ部を除いた本土部を対象とした。本土部は地域によって環境が大きく異なることから、区部、北多摩、南多摩、西多摩の4地域に区分し、それぞれの地域区分ごとに評価を行った（昆虫類については区部及び多摩部の2区分）。地域区分図、地形区分図、標高図は、それぞれ図1（P.8）、図2（P.34）、図3（P.35）に示した。本土部各地における生物の保全対策や自然環境調査等の参考とする際には、この地域区分による評価を採用することが望ましい。

なお、瑞穂町が西多摩に行政区分されていることで、狭山丘陵が北多摩と西多摩に分断されている。瑞穂町の狭山丘陵地域については、丘陵地と台地を主要部分とする北多摩の評価を用いる必要がある。

さらに今回は、全国の他の道府県との比較を容易にする観点から、前回の昆虫類、甲殻類、クモ類、貝類だけでなく、すべての分類群において本土部全体としての評価も行った。

4. 調査方法

(1) 文献調査及びヒアリング調査

都内本土部全域における生物の生育、生息情報について既存文献の収集を行った。調査対象文献は、東京都や都内区市町村の発行する自然環境調査報告書、研究機関等の報告書、学会誌、専門雑誌等、あらゆる文献・資料を対象に情報の把握を行った。収集は、2010年版の発行後に発表されたものを中心としたが、必要に応じてさらに古い年代にさかのぼって収集を行った。

また、研究者や市民団体、NPO 法人等が所有する未発表データや標本等については、個別にヒアリング調査を実施するなどして情報を収集した。

(2) 現地確認調査

既存文献や資料による情報が著しく不足している種のうち、実際に調査を行うことで評価の精度が高められる可能性があるものについて、現地確認調査を実施した。

5. 選定及び評価の手順

掲載種の選定・評価にあたっては、まず2010年版の掲載種とともに、各分類群における近年の研究結果や都内での確認記録などの生物情報を基に専門部会の委員がそれぞれの担当分類群について、専門的知見による判断のもとで検討対象種を挙げる形で、検討対象種の抽出を行った。

抽出した検討対象種について、1種1地域ごとに評価を行い、評価作業の際には、カテゴリーを判定するに至った根拠を記録用紙（チェックシート）に残した。

本書には、少なくとも1つの地域区分（あるいは本土部全体）で、「絶滅（EX）」、「野生絶滅（EW）」、「絶滅危惧ⅠA類（CR）」、「絶滅危惧ⅠB類（EN）」、「絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）」、「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」、「準絶滅危惧（NT）」、「情報不足（DD）」及び「留意種」のいずれかに評価されたものを掲載した。

6. 評価の基準

評価の基準は、原則として環境省版レッドリストカテゴリー（2020）に準拠し、「絶滅（EX）」、「野生絶滅（EW）」、「絶滅危惧ⅠA類（CR）」、「絶滅危惧ⅠB類（EN）」、「絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）」、「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」、「準絶滅危惧（NT）」、「情報不足（DD）」を用い（表1）、評価にあたっては定性的要件と定量的要件を併用した。

また、絶滅危惧Ⅰ類についてはそれぞれの評価対象ごとに、可能な限り絶滅危惧ⅠA類（CR）と絶滅危惧ⅠB類（EN）に分けることとし、それが困難な場合には絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）としてまとめることとした。

前回から設けた東京都独自のカテゴリーである「留意種」については、今回の改定でも評価基準のひとつとしたが、選定理由については、レッドリストの趣旨である希少性を前

提とすることから、表1のように改めた。「留意種」とは、現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、生育、生息条件の変化に伴い容易に個体数が減少することがあり得るため、その動向に留意する必要があると考えられることから選定されたものである。具体的には表1に示す①～⑥の選定理由のうちのいずれかの基準に該当し、かつ個体数の減少が生じる可能性が高いものである。よって①～⑥の選定理由に該当しても個体数の減少が生じる可能性が低いと判断されたものは留意種に選定されていない。

なお、「孤立個体群」であることに留意が必要な場合は留意種に含み、環境省版で用いられている「絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)」の категорияは用いないこととした。

表1 カテゴリー区分と基本概念

カテゴリー名称	表示	基本概念
絶滅	EX	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下を含めすでに絶滅したと考えられるもの
野生絶滅	EW	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの
絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
絶滅危惧ⅠA類	CR	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	EN	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	VU	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
情報不足	DD	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの

カテゴリー名称	表示	基本概念
留意種	*	現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、次の理由（選定理由①～⑥）のいずれかにより容易に個体数が減少することがあり得るため、その動向に留意する必要があるもの <選定理由> ①生育、生息環境が減少もしくは悪化することで、個体数が減少するおそれがある。 ②生息地の限定もしくは分断による個体群の縮小あるいは孤立化により、個体数が減少するおそれがある。 ③人為的な環境配慮により個体群が維持されているが、人為的な環境配慮が失われた場合、個体数が減少するおそれがある。 ④外来種の影響により、個体数が減少するおそれがある。 ⑤生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている種であり、これら特殊な環境が失われた場合、個体数が減少するおそれがある。 ⑥かつて悪化していた環境の回復にともない個体群規模が戻ったが、その状況は不安定であり、環境が変化すれば個体数が減少するおそれがある。
ランク外	○	当該地域で生育、生息が確認されているが、上記カテゴリーに該当しないもの
データ無し	—	当該地域において生育、生息している（していた）可能性があるが、確実な記録や情報が得られなかったもの
非分布	・	生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの。ただし、鳥類では、確認記録があっても当該地域が主たる生息域ではないと判断される場合 ^注 は、非分布として扱った。

注 鳥類は、移動能力が大きいため通常の生息地域を離れて偶発的に飛来する場合がある。そのため、都内で生息記録があっても、記録回数が少なくかつ既知の生息地域から大きく外れているなど、主たる分布域ではないと判断された場合には「非分布」とした。

<参考> 環境省版レッドリストカテゴリー (2020) のカテゴリー定義

カテゴリーおよび基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>絶滅 Extinct (EX) 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種(注 1.以下同じ)</p>	<p>過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、我が国ではすでに絶滅したと考えられる種</p> <p>具体的には、以下のいずれかの事項を満たす場合が想定される。</p> <p>①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。</p> <p>②信頼できる複数の調査によって、生息が確認できなかった。</p> <p>③過去 50 年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。</p>	
<p>野生絶滅 Extinct in the Wild (EW) 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種</p>	<p>過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態では存続しているが、我が国において本来の自然の生息地ではすでに絶滅したと考えられる種 (具体的な要件は「絶滅」と同じ)</p>	
<p>絶滅 危惧 T H R E A T E N E D</p>	<p>絶滅危惧 I 類 Critically Endangered+ Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p> <p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。</p> <p>②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。</p> <p>③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>⑤それほど遠くない過去(30 年～50 年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。</p>	<p>絶滅危惧 IA 類 Critically Endangered (CR)</p> <p>ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。</p> <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <p>1. 過去 10 年間もしくは3世代のどちらか長い期間(注 2. 以下同じ)を通じて、90%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</p> <p>2. 過去 10 年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>3. 今後 10 年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。</p>

カテゴリーおよび基本概念	定性的要件	定量的要件
<p style="text-align: center;">絶 滅 危 惧 T H R E A T E N E D</p> <p>絶滅危惧 I 類 Critically Endangered+ Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>		<p>絶滅危惧 I A類 Critically Endangered (CR)</p> <p>ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。</p> <p>4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において80%以上の減少があると推定され、その原因がなくならない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>B. 出現範囲が100km²未満もしくは生息地面積が10km²未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <p>1. 生息地が過度に分断されているか、ただ1カ所の地点に限定されている。</p> <p>2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。</p> <p>3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が250未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <p>1. 3年間もしくは1世代のどちらか長い期間に25%以上の継続的な減少が推定される。</p> <p>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。</p> <p>a) 個体群構造が次のいずれかに該当</p> <p>i) 50以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</p> <p>ii) 1つの下位個体群中に90%以上の成熟個体が属している。</p> <p>b) 成熟個体数の極度の減少</p> <p>D. 成熟個体数が50未満であると推定される個体群である場合。</p>

カテゴリーおよび基本概念	定性的要件	定量的要件
<p style="text-align: center;">絶 滅 危 惧 T H R E A T E N E D</p>	<p>絶滅危惧 I 類 Critically Endangered+ Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>	<p>絶滅危惧 I A 類 Critically Endangered (CR)</p> <p>ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。</p> <p>絶滅危惧 I B 類 Endangered (EN)</p> <p>I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</p> <p>E. 数量解析により、10 年間、もしくは3世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が 50%以上と予測される場合。</p> <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 過去 10 年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、70%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。 過去 10 年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 今後 10 年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。 過去と未来の両方を含む 10 年間もしくは3世代のどちらか長い期間において 50%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。 <p>B. 出現範囲が 5,000km² 未満もしくは生息地面積が 500km² 未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生息地が過度に分断されているか、5以下の地点に限定されている。

	カテゴリーおよび基本概念	定性的要件	定量的要件
絶滅危惧	<p>絶滅危惧 I 類 Critically Endangered+ Endangered (CR+EN) 絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>		<p>絶滅危惧 I B 類 Endangered (EN)</p> <p>I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</p> <p>2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。</p> <p>3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が 2,500 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <p>1. 5年間もしくは2世代のどちらか長い期間に 20%以上の継続的な減少が推定される。</p> <p>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。</p> <p>a) 個体群構造が次のいずれかに該当</p> <p>i) 250 以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</p> <p>ii) 1つの下位個体群中に 95%以上の成熟個体が属している。</p> <p>b) 成熟個体数の極度の減少</p> <p>D. 成熟個体数が 250 未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、20 年間、もしくは5世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が 20%以上と予測される場合。</p>
T H R E A T E N E D	<p>絶滅危惧 II 類 Vulnerable (VU) 絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p>	<p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>① 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。</p> <p>② 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。</p> <p>③ 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④ 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。</p>	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <p>1. 過去 10 年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</p> <p>2. 過去 10 年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p>

カテゴリーおよび基本概念	定性的要件	定量的要件
<p style="text-align: center;">絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU)</p> <p>絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p> <p style="text-align: center;">絶滅危惧Ⅱ類</p>		<p>3. 今後 10 年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。</p> <p>4. 過去と未来の両方を含む 10 年間もしくは3世代のどちらか長い期間において 30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</p> <p>B. 出現範囲が 20,000km² 未満もしくは生息地面積が 2,000km² 未満であると推定され、また次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <p>1. 生息地が過度に分断されているか、10 以下の地点に限定されている。</p> <p>2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される。</p> <p>3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が 10,000 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <p>1. 10 年間もしくは3世代のどちらか長い期間に 10%以上の継続的な減少が推定される。</p> <p>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a) 個体群構造が次のいずれかに該当</p> <p style="margin-left: 40px;">i) 1,000 以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</p> <p style="margin-left: 40px;">ii) 1つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している。</p> <p style="margin-left: 20px;">b) 成熟個体数の極度の減少</p> <p>D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が 1,000 未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。</p> <p>E. 数量解析により、100 年間における絶滅の可能性が 10%以上と予測される場合。</p>
<p>準絶滅危惧 Near Threatened (NT)</p> <p>存続基盤が脆弱な種</p> <p>現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。</p>	<p>次に該当する種</p> <p>生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。</p> <p>a) 個体数が減少している。</p> <p>b) 生息条件が悪化している。</p>	

カテゴリおよび基本概念	定性的要件	定量的要件
<p>準絶滅危惧 Near Threatened (NT) 存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。</p>	<p>c)過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d)交雑可能な別種が侵入している。</p>	
<p>情報不足 Data Deficient (DD) 評価するだけの情報が不足している種</p>	<p>次に該当する種 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリを判定するに足る情報が得られていない種。 a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b) 生息地が局限されている。 c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d) 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。</p>	

(注 1) 種：動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種（一部に品種を含む）を示す。

(注 2) 過去 10 年間もしくは 3 世代：1 世代が短く 3 世代に要する期間が 10 年未満のものは年数を、1 世代が長く 3 世代に要する期間が 10 年を超えるものは世代数を採用する。